

○北栄町木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成23年8月12日

訓令第38号

改正 平成28年4月4日訓令第28号

平成28年11月7日訓令第46号

令和2年5月19日訓令第13号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が耐震診断を実施するにあたり、木造住宅耐震診断士(以下「診断士」という。)の派遣について定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び木造住宅の耐震化の促進を図り、もって地震に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

木造の建築物で、居住の用に供する次に掲げる住宅をいう。

ア 一戸建ての住宅

イ 事務所及び店舗等の用途を兼ねる併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積に2分の1を乗じて得た面積未満のものをいう。)

(2) 耐震診断

財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。

(3) 診断士

次に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 鳥取県木造住宅耐震化業者登録要綱(平成20年6月27日付第

200800049108号鳥取県生活環境部長通知。以下この号において「県要綱」という。)に基づき、木造住宅の耐震診断、耐震改修を行うための設計若しくは工事監理又は耐震改修に関する業務(以下この号において「耐震化業務」という。)を行う上で必要な一定以上の知識を有する建築士又は建築施工管理技士として鳥取県木造住宅耐震化技術者名簿に登載されていること。

イ 県要綱に基づき、耐震化業務を適切に行うことができる建築士事務所又は建築工事業者(以下「建築士事務所等」という。)として鳥取県木造住宅耐震化業者登録台帳に登録された建築士事務所等に属すること。

(事業対象建築物)

第3条 北栄町木造住宅耐震診断事業(以下「事業」という。)の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 木造在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法で建築されていること。
- (2) 1棟につき延べ床面積が280平方メートル以内で、階数が2以下であること。
- (3) 平成12年5月31日までに新築工事に着工されたもの。(建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行前に着工されたものを含み、平成12年6月1日以後に増築工事に着工したものを除く。)
- (4) 現に居住の用に供しているものであること。
- (5) 国及び地方公共団体以外の者が所有するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、北栄町震災に強いまちづくり促進事業により既に耐震診断を実施した木造住宅は、事業の対象外とする。

(事業内容)

第4条 町長は、前条に規定する事業対象建築物の所有者が耐震診断を希望するときは、診断士の派遣を行い、耐震診断を実施する。

2 前項の規定による診断士の派遣に要する費用は、当該年度の予算の範囲内において町が負担する。

(申請手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断を希望する所有者は、次条に規定する同意事項に同意し、北栄町木造住宅耐震診断申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 所有者が複数ある場合について、前項の申請書を提出する者は当該住宅の所有者のうち1名とし(以下「申請者」という。)、申請者は原則としてその他全ての所有者の同意を得るものとする。

3 賃借人がいる場合について、第1項の申請書を提出する者は、全ての賃借人(世帯主)の同意を得るものとする。

(同意事項)

第6条 前条の規定により住宅の所有者が同意する事項は、次の各号に該当する事項とする。

(1) 耐震診断に必要な診断士の事業対象建築物内及び周辺敷地の立入調査に協力すること。

(2) 耐震診断の実施にあたり、原則として立会いをすること。

(3) 耐震診断を実施する日時の調整に協力すること。

(4) 耐震診断の結果について、賃借人に周知すること。

(5) 耐震診断の結果について、町長が必要に応じて賃借人に対して通知することに異議を申し立てないこと。

2 前条第3項の規定により賃借人が同意する事項は、前項第1号から第3号までの事項とする。

(耐震診断の決定)

第7条 町長は、第5条に規定する申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その結果を北栄町木造住宅耐震診断決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により診断士の派遣の決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、当該診断士の派遣について条件を付すことがで

きる。

- 3 町長は、第1項の規定による北栄町木造住宅耐震診断決定通知書(様式第2号)の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第8条 前条第1項の規定により耐震診断の決定を受けた者は、当該耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、町長にその旨を届け出なければならない。

(耐震診断士の派遣の取消し)

第9条 町長は、耐震診断の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により診断士の派遣の決定を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断費用の返還)

第10条 町長は、第8条の規定により耐震診断を中止し、若しくは取り止めた場合又は前条の規定により耐震診断の決定を取り消した場合において、当該決定に係る耐震診断を既に実施しているときは、期限を定めて、当該耐震診断に要した費用に相当する額の支払いを命じることができる。

(耐震診断結果の報告)

第11条 第4条第1項の規定により派遣された診断士は、耐震診断を完了したときは、速やかに、当該耐震診断の結果を町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、診断士から前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を確認した上で、申請者に北栄町木造住宅耐震診断結果報告書(様式第3号)により耐震診断の結果を報告しなければならない。

- 3 町長は、申請者を除く耐震診断を行った木造住宅の所有者、若しくは耐震診断後に建物の所有者が変更された場合の新たな所有者に対して、北栄町木

造住宅耐震診断結果報告書(様式第3号)を再発行することができる。ただし、その期間は当該耐震診断の完了時から5年を経過した最初の年度末までとする。

(耐震化に関する指導)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による報告に基づき、耐震診断を行った木造住宅の所有者に対して木造住宅の耐震性の向上を図るよう必要な指導又は助言をすることができる。

(業務委託)

第13条 町長は、事業に係る業務の一部を建築士事務所等に委託することができる。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月12日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則(平成28年4月4日訓令第28号)

この要綱は、平成28年5月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則(平成28年11月7日訓令第46号)

この要綱は、平成28年11月7日から施行し、改正後の北栄町木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定は、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則(令和2年5月19日訓令第13号)

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

北栄町木造住宅耐震診断申請書

年 月 日

北栄町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

次のとおり耐震診断を申請したいので、北栄町木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

建築物所在地	
建築物所有者	☐ 申請者のみ ☐ 共有名義人等がいる場合、申請者以外の氏名 ()
所有の状況	☐ 自己居住の住宅 ☐ 賃貸住宅等
建築物種別	☐ 一戸建て住宅 ☐ 併用住宅(住宅部分以外の用途：)
構造方法	木造(☐ 在来軸組工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ 伝統的工法)
建築時期	年 月頃
延べ床面積	m ² (併用住宅の場合、住宅部分の延べ床面積： m ²)
階数	地上 階 地下 階
設計図書の有無	☐ 有(平面図、その他()) ☐ 無
添付書類	①付近見取図 ②建築物の建築時期がわかる書類 ③建築物の所有者であることがわかる書類 ④共有名義人がいる場合、その同意書 ⑤賃貸住宅の場合、賃借人の同意書 ⑥設計図書の写し(ある場合)

様式第2号(第7条関係)

北栄町木造住宅耐震診断決定通知書

年 月 日

様

北栄町長

印

年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断について、北栄町木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条第1項の規定により次のとおり決定したので、同項の規定により通知します。

☐ 次のとおり耐震診断をすることに決定しました。

受 付 番 号		
派遣 診断 士	所 属 業 者 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	

※ 派遣診断士と日程調整を行って耐震診断を進めてください。

※ 耐震診断日当日は、立会いをお願いします。(図面等をお持ちの場合はご準備ください。)

※ 耐震診断以外の内容についての費用は自己負担となります。必要とされる場合については派遣診断士と別途協議してください。

☐ 次のとおり耐震診断をしないことに決定しました。

耐震診断をしない理由	
------------	--

様式第3号(第11条関係)

北栄町木造住宅耐震診断結果報告書

年 月 日

様

北栄町長

印

下記の木造住宅の耐震診断を行いましたので、北栄町木造住宅耐震診断事業実施要綱第11条第2項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

記

建築物所在地	
建築物所有	
建築物種別	
延べ床面積	m ²

※ 耐震診断内容についての詳細は、派遣診断士にお問い合わせください。

※ 倒壊の危険性が高いと判断された場合は、より安全な建物とするべく耐震改修・建て替え等に向けてご検討いただきますようお願いします。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 7 条関係)

様式第 3 号(第 11 条関係)